平成29年10月５日

「小（中）学校　新学習指導要領解説『総則編』のポイント」 No. ２

「言語環境の整備と言語活動の充実」

北海道教育庁胆振教育局義務教育指導班作成指導資料

平成29年３月31日に告示された新学習指導要領の「総則」における「解説」について、前回に引き続き指導資料を作成しました。

本指導資料No. ２では、「解説」における「第３章第３節『教育課程の実施と学習評価』」における「１(2)『言語環境の整備と言語活動の充実』」についての要点を記します。

各学校で内容についての共通理解を図り、全ての教職員の授業改善が推進されていくことを期待します。

◆小（中）学習指導要領　第１章総則第２の２の(1)
第２　教育課程の編成
２　教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
(1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

◆小（中）学習指導要領　第１章総則第３の１の(7)
学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的，自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

小（中）学校学習指導要領解説「総則編」から

第２の２の(1)に示す**言語能力の育成**を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり**読書活動を充実**すること。

言語能力の育成

言語は児童生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものであると位置付けています。その上で、各学校において取組が求められる事項を示しています。

読書活動の充実

読書は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを擬似的に体験したり、知識を獲得したりして、新たな考え方に出合うことを可能にするものであり、言語能力を向上させる重要な活動の一つです。そのため、読書活動の具体について規定し、具体的な充実の在り方については、学校図書館等の活用と関連付けて第１章総則第３の１(7)に規定されました。

【取組1】言語環境を整える

児童生徒の言語活動は、児童を生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいので、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切です。

【取組2】国語科を要とする

国語科では、知識及び技能や思考力、判断力、表現力等の資質・能力をどのような言語活動を通して育成するかを言語活動例として示しています。また、各教科等においてもそれぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実について記述されています。

授業中の言語環境を改善

学校生活における言語環境の整備として、教師との関わりがあります。

①教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと。
②校内の掲示板やポスター、児童生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること。
③校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと。
④より適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること。
⑤教師と児童生徒、児童生徒相互の話し言葉が適切に行われるような状況をつくること。
⑥児童生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係を築くことなどに留意すること。

Point

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、各教科等の特質に応じた言語活動をどのような場面で、またどのような工夫を行い取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図る必要があります。